

## 令和4年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

### 1 日 時

令和4年8月12日(金) 午後2時00分～4時00分

### 2 場 所

尼崎市立歴史博物館3階講座室

### 3 出席委員

委 員	馬 田 綾 子
委 員	大 場 修
委 員	伊 達 仁 美
委 員	長 谷 洋 一

### 4 出席した事務局職員

社会教育部長	橋 本 貴 宗
歴史博物館長	伊 元 俊 幸
歴史博物館文化財担当係長	桃 谷 和 則
歴史博物館文化財担当学芸員	高 梨 政 大
歴史博物館文化財担当学芸員	井 上 亮
歴史博物館文化財担当学芸員	楞 野 一 裕

### 5 開 会

司会進行 伊元館長

### 6 挨 拶

橋本部長

### 7 議 事 等

議事1 「令和4年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

- ・第2回 令和4年10月～11月頃予定、文化財保存活用地域計画、最近の文化財行政について
- ・第3回 令和5年1月～2月頃予定、文化財保存活用地域計画、最近の文化財行政について
  - ・今年度は市指定文化財の指定はしないのか。
  - ・今年度指定物件を挙げないということではなく、今回の審議会では挙がっていない。
  - ・これまで、審議会については、年3回実施し、1回目を諮問、2回目を調査、3回目を答申としてきたが、審議会が市指定文化財を指定するだけになっている。本来の意味を鑑みて今後、必要となる文化財保存活用地域計画の内容の審議にシフトチェンジしたいと考えている。
  - ・候補物件が挙がってきた際には、今年度中に指定に持って行く、また、場合によっては2年間かけて、議論しても良いと考えている。
  - ・文化財保存活用地域計画もやった上で、市指定文化財もやっていくということで理解するが、尼崎市は途切れることなく文化財を作ってきた実績があり、そこは他の市町村と違うところで、その手伝いをしているという自負がある。

### 8 報 告

(1) 令和3年度尼崎市指定文化財の指定について

指定文化財の現状のうち、令和3年度尼崎市指定文化財に指定された「寛文十年頃尼崎城下絵図1枚」「延宝頃尼崎城下絵図1枚」について、令和4年2月28日の教育委員会に議案を提出し、議決され、令和4年3月1日付で尼崎市指定文化財に指定したことを報告。

続いて令和4年8月12日現在の指定文化財の状況について、国指定文化財、県指定文化財、については新たな指定や登録はなく、前年度と同様であるが、国登録文化財については、昨年度の審議会で報告した通り、島中家住宅、主屋・蔵・中蔵・東蔵・納屋・仕切塀の6件、廣田家住宅、主屋・北離れ・土蔵・長屋門・南塀・庭門及び塀の6件、計12件が新たに登録され、54件となった。市指定文化財は、「寛文十年頃尼崎城下絵図1枚」「延宝頃尼崎城下絵図1枚」が指定され、計55件となったことを報告。

(2) 尼崎市文化財保存活用地域計画について

平成30年の文化財保護法(昭和25年法律第214号)改正により、都道府県は文化財保存活用大綱、市町村は文化財保存活用地域計画を策定し、文化庁長官による認定を受けることが可能となり、本市においても、少子高齢化等の社会状況を背景に、貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となるなか、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する必要性があり、令和4年度から策定準備をし、今年度国庫補助金の申請をし、来年度から本格的に実施し、令和6年12月認定を目標とし、当市でも文化財の保護・文化財の活用・文化財の発信・文化財の継承・文化財の拠点・地域協働・関係機関協働・その他の検討項目について、審議会及び次年度以降設置する協議会において検討し、文化財保存活用地域計画を策定していくことを報告。

- ・先生方も他都市で、文化財保存活用地域計画の策定や、協議会のとって係っていると思うので、他都市の状況や策定に向けてのアドバイスを頂きたい。
- ・協議会は審議会と別枠で設置すると思うが、協議会を何人で、どんな方や先生を入れる等の素案は持っているか。
- ・まだ、白紙の状態である。他都市は協議会に15人以上参加しているが、今の所、何も決まっていない。先生方に他都市の状況についてご助言頂きたい。
- ・どこの市町村も地域の方、特に文化財所有者が入っているが、人選は大変であったことがうかがえた。文化財保護審議会の委員は2・3人が入るだけで、後は新たに選定される形になっていた。
- ・未指定の文化財については、教育委員会がこれは保護すべきといったものについては、所有者や地域の方にきっちりとフォローしていくとスムーズに進む。
- ・審議会は報告を受けるだけであった。審議会からは協議会に3人出ていた。協議会も頻繁に実施していた。
- ・先生方に事前に専門的な調査等依頼されることはあったか。
- ・基礎の簡単なデータを頼まれた。地域計画の候補に挙がっている旨を、地域の寺の

総代等に説明し、少数で調査していると、地元の想いを伝えに来るので、それを汲み上げることもあった。

- ・今までなかったデータを記載するのではなく、既存のデータを市民の人たちに紹介するといった冊子で良い。
- ・当市の場合は各分野の調査が実施されているが、過去の調査の為、例えば、建造物などでは今は無くなっているものもあると考えられ、確認調査の必要があると思われる。
- ・文化財保護法第183条の3第2項1～9号については、法上記載が必要であるが、他市でもそれに加えて特徴を出すようにしているが、他市で興味深かった特徴の出し方があったか。
- ・文化財保護法第183条の3第2項3号の当該市の歴史文化の特徴というのが、文化財保存活用地域計画の肝となる部分であり、一つのストーリーにまとめていくのがどこの市でも苦勞している所である。
- ・国の補助金もあり、比較的その補助金の使い道も自由と聞いている。
- ・今年度は準備という形で、来年度・再来年度は補助金の申請を考えており、文化庁に行く予定をしている。
- ・協議会については、設置することが出来るとあるが、設置せずに策定している所は無く、協議会で内容を決め、審議会では報告を受けるという所が大多数であるが、上下の話ではないが、敢えて言うなら審議会の方が上ではないかと考えているがそのあたりは、今後、整理していこうと考えている。
- ・文化財保存活用地域計画の策定は、我々が文化財をどうしていきたいのか考える機会と思っている。令和2年に当館が開館し、軌道に乗せるとともに当館の学芸員が後数年で定年退職で去っていく現状で、世代交代が非常に大きな課題となっており、ベテラン職員の蓄積してきたものを、新しい職員が同様には出来ない、今まで蓄積してきたものがどういったものであるのか調査すること、またそれをどう活かしていきたいのか主体的に考えて実施してもらう育成の場とも考えており、先生方の力を借りたい。
- ・尼崎市も協議会には審議会から委員を出すことを考えているのか。
- ・どうするか何も決まっていない。
- ・審議会の委員が入るか入らないかで、議論の基本的な場と行動が限定的になるのでスタートが変わってくると思われる。
- ・協議会と審議会の関係について意見があったが、我々は協議会は内容を練るところで、審議会は他市では報告だけとあったが、教育委員会で定めるものとあるので、審議会は承認を頂くといった立場で考えている。
- ・協議会に審議会の委員に入ってもらうかは、検討課題とし、他市の状況等調べてみる。
- ・協議会は令和5年度に立ち上げる予定である。
- ・実質令和5年スタートで令和6年12月認定はかなりタイトなスケジュールである。
- ・このスケジュールでないといけないとは思っていない、あくまでも中身と過程を含めて判断していく方が大切である。

- ・この計画の策定を機にこれまでの文化財が、どこにどんな状態であるのか総点検することになると思う。いわゆる棚卸作業を前段とする。これは貴重なことで、報告書のような冊子が出来るが、これにその内容が全部納まっている。この冊子を見れば尼崎の文化財について分かるものが出来上がる。作業がこれまでの文化財行政のこれまでの総括のような側面がある。

(3) 最近の文化財行政について

9 その他

(1) 第2・3回の審議会の日程について

第2回・第3回の審議会の日程については、事務局で委員の日程調整を行う。

(2) 尼崎市文化財保護審議委員の委嘱について

本審議委員については、8月31日までが任期となっている。大場委員・伊達委員・川口委員・長谷委員については、本人承諾の上、今年9月1日から令和6年8月31日まで再任していただく。馬田委員は、今回で退任となり、後任の委員は神戸大学大学院経済学研究科教授の綿貫友子先生をお願いしている。

以上